【研究報告】

ウズベキスタン共和国の司法制度について

国際協力部教官 丸 山 毅

第1章 はじめに

旧ソ連邦の崩壊に伴い1991年に独立を果たしたウズベキスタン共和国は、中央アジアの雄として注目を集めており、名古屋大学を始めとして、同国の法制度の調査研究、同国に対する法整備支援が近時その緒についた。法務総合研究所国際協力部も同国への法整備支援を始め、当教官において、名古屋大学大学院法学研究科の杉浦一孝教授(現同大学法政国際教育協力研究センター長)と共に、2001年9月5日から同月25日までの間(杉浦教授は同月28日まで)、国際協力事業団(JICA)の短期専門家として同国に赴き、法制度の調査に当たった。また、2002年3月31日から同年4月20日にかけて、国際協力部は、JICAの協力を得て、同国司法省サマトフ次官、共和国検察庁ジャシーモフ民事局長、最高経済裁判所エリチバエフ国際部長を我が国に招へいし、両国司法制度の比較研究セミナーを実施した。

本稿は、ウズベキスタン共和国の司法制度に関して、上記の調査研究の結果を取りまとめようと意図するものである。本稿全体の構成は、本章に引き続き、第2章において同国の地理に簡単に触れ、第3章で同国の統治機構が三権分立制度を採用していることを説明した後、第4章において同国の通常裁判所、経済裁判所、検察庁、司法省、弁護士の制度を紹介し、第5章で通常裁判所と経済裁判所がどのような審級構造を持っているのか紹介する。最後に、第6章において、同国の司法制度が抱える課題について私見を述べたい。

なお,資料1として末尾に添付した同国憲法の和訳は,杉浦教授が仮訳されたものである。 同教授の御厚意により,掲載をお許しいただいた。この紙面を借りて厚く御礼を申し上げる。 資料2は,上記比較研究セミナーにおけるサマトフ次官,ジャシーモフ民事局長,エリチバ エフ国際部長の発表を記録したものである。本稿を起案するに当たり使用した第一次資料と して併せて御紹介する次第である。これら記録の労をとられた大阪大学大学院在籍の大江毅 氏,神戸大学大学院在籍の岩谷暢子氏に深く感謝したい。

もとより、本稿中意見にわたる部分は個人的見解である。

第2章 ウズベキスタン共和国の国土と人口

本論に入る前に、まず、ウズベキスタン共和国の国土と人口について触れておきたい。後述する裁判所制度を具体的にイメージするには、同国の地方行政区分等を知る必要があるし、 法曹の人数や事件数などの統計数値を我が国のものと比較するには、人口を知っておくことが前提となるからである。

ウズベキスタンは、中央アジアの中心部に位置し、北側と西側ではカザフスタン、東側は キルギスとタジキスタン、南側はトルクメニスタン及びアフガニスタンと国境を接する内陸 国である¹。国土面積は約44万7,000平方キロメートル(我が国の約1.2倍)であり,人口は約2,600万人(我が国の約5分の1)である。内部にカラカルパクスタン共和国という自治国(面積約16万5,600平方キロメートル)があるほか,地方行政区分として12の州がある。このうち最小のアンディザン州は約4,200平方キロメートルと山梨県と同じくらいの広さであり,最大のナヴォイ州は約11万800平方キロメートルで北海道の約1.3倍の広さがある。各州内には,「地区」及び「市」という行政単位があり,総計すると215地区及び119市がある。地方と市は同等の行政的地位を持っているが,首都であるタシケント市については,州と並ぶ特別の行政的な地位を与えられている。

ウズベキスタンの主要産業は、現在もなお農業と鉱業である。しかも、旧ソ連邦の計画経済の名残で、農業生産物が綿花に偏っている。同国政府は、市場経済を社会に根付かせることにより経済発展を図り、現在のモノカルチャー構造から脱皮しようとしているのであるが、ロシアが実施したような経済の急激な自由化を避け、漸進的な市場経済化を進めている。

第3章 統治機構

ウズベキスタンは、旧ソ連邦からの独立により、政治的には社会主義体制から自由主義体制への完全な転換を図った。1992年12月8日に制定された同国憲法は、統治制度として、国会・大統領・裁判所が相互の権力を抑制・均衡する三権分立制度を採用した。司法制度を紹介する前に、同国の憲法上、三権がどのように相互干渉をしているのか、概略的に整理しておく。

1 国会

立法権を司る国会は、任期5年の議員150名で構成されている(憲法第77条第1項)²。 国会は、法律の制定・改正権はもちろん、憲法の制定・改正権も有している。(憲法第78条第1号、第2号)。

大統領は、国会の議決した法律に対する拒否権を持っているが、国会は、3分の2以上の多数による再議決により、これを覆すことができる(憲法第93条第14号参照)。そのほか、国会は、大統領の行う首相その他の閣僚の任免を承認し(憲法第78条第16号)、検事総長及び次長検事の任免を承認し(同条第17号)、大統領が病気により執務不能に陥れば大統領臨時代行を選挙する(憲法第96条)など、大統領の権限に対して干渉する。

裁判所に対して、国会は、大統領の提案に基づいて、憲法裁判所の裁判官、最高裁判所の裁判官、最高経済裁判所の裁判官を選挙する権限を有している(憲法第78条第12号ない

¹ ちなみに、ウズベキスタンから海に出るには、最低2か国を通過しなければならない。

^{2 1992}年憲法は1院制を定めていたが、2002年1月27日に実施された国民投票により、2院制への移行が決定され、同年4月4日、憲法を改正する旨の憲法付属法が制定された。同法によれば、国会は上院と下院から成り、下院は国民の直接選挙で選出する任期5年の議員120名で構成される。上院は任期5年の議員100名で構成され、うち84名はカラカルパクスタン共和国、12州、タシケント市から各6名ずつそれぞれの議会で選出され、残り16名は大統領が任命する。しかし、一院制から二院制への移行時期については調査未了である。

し第14号, 第93条第10号)。

2 大統領

ウズベキスタン共和国の執行権は大統領に属する 3 (憲法第89条第1項)。大統領の下に内閣が組織されるが,内閣の長となるのも首相ではなく大統領である(同条第2項)。大統領は,国民の直接選挙により選出される。任期は5年とされていたが,2002年1月27日に実施された国民投票により7年に延長されることが決まった。同一人物の連続三選は禁止されている(憲法第90条) 4 。

大統領は、上述のように国会の事後承認を必要とするものの、内閣を構成する首相、副 首相、その他の閣僚の任免権や、検事総長、次長検事の任免権を有し、軍最高司令官を務 めるなど、国家の運営に関して広範で強大な権限を有している(憲法第93条参照)。また、 大統領は、憲法及び法律に基づき、又はこれらを執行するため、大統領令等を発する権限 を有する(憲法第94条)。

大統領から国会の権限に対する干渉として、国会の議決した法律への署名拒否権(上述のとおり、特別多数決による国会の再議決により覆されることがある。),国会の解散権(憲法第95条)が挙げられる。

司法権に対し、大統領は、憲法裁判所裁判官、最高裁判所裁判官、最高経済裁判所裁判官の候補者を国会に提案する権限を有し、下級裁判所の裁判官を任免する権限を有する(憲法第93条第10号及び第11号)。裁判官選任のプロセスの詳細については、後述する。

任期満了により退任した大統領は、憲法裁判所の終身裁判官となる(憲法第97条)。

3 裁判所

司法権を司る裁判所は、憲法裁判所、最高裁判所を頂点とする通常裁判所及び最高経済裁判所を頂点とする経済裁判所という三つの系統から構成されている。

裁判官の任免は、既に述べたことの繰り返しになるが、憲法裁判所裁判官については、 大統領の提案に基づいて国会で選出する。また、任期満了で退任した大統領がその終身裁 判官となる。最高裁判所及び最高経済裁判所の裁判官は、大統領の提案に基づいて国会で 選出され、下級裁判所の裁判官は、大統領により任免される。任期満了で退任した大統領 が終身の憲法裁判所裁判官になる例外を除き、裁判官の任期はいずれも5年である(憲法 107条第1項参照)。なお、裁判官の員数は、長官・副長官を含めて憲法裁判所が7名、最

³ 三権の一つが「執行権」なのか「行政権」なのか、特にアメリカ憲法に関連して議論があるが、 本稿はその問題に立ち入るものではない。

⁴ しかし、1991年の独立後、最初の選挙で当選した初代大統領イスラム・カリモフ氏は、1995年に国民投票により自己の在任期間を2000年まで延長し、2000年の選挙で再選された後、更に2002年1月27日の国民投票により、大統領の憲法上の任期を5年から7年に延長した。これによって、カリモフ氏は、2007年まで大統領を務めることが可能になった。強力なリーダーシップを持つカリモフ大統領は、国民の間に根強い人気を保っているが、その強権的な政治手法に対して、国際社会から批判があることを付言しておく。

高裁判所が41名,最高経済裁判所が19名である。

憲法裁判所の権限は、憲法第109条第1項各号に列挙されているが、そのうち最も重要なものは、法律、大統領令、条約その他の法規範がウズベキスタン共和国憲法に適合しているかどうかを判断する憲法適合性審査権限である。憲法裁判所が審理を開始するのは、3名以上の同裁判所裁判官の発議によるほか、国会、国会議長、カラカルパクスタン共和国議会、議員総数の4分の1以上の国会議員、最高裁判所長官、最高経済裁判所長官又は検事総長から提訴があった場合である5。

通常裁判所は、民事、刑事、行政事件を審理し、経済裁判所は、経済分野における経済 紛争を処理する(憲法第110条第1項、第111条)。民事事件と経済事件の区別の問題につい ては、後述する。

以上から分かるとおり、ウズベキスタンの司法権は、憲法裁判所が法律や大統領令などの憲法適合性を審査し、通常裁判所が行政事件を審判することなどによって、国会と大統領の権限に対し干渉を及ぼしている。

第4章 司法制度

統治機構の概観を終えたので、ウズベキスタンの司法制度を紹介したい。司法制度の中核をなすのが裁判所であることは疑いないので、本章の多くの部分を裁判所制度の紹介にあてるが、この章においては、憲法裁判所以外の裁判所の構成を紹介することとし、審級制度については章を改めて紹介する。また、ウズベキスタンは、憲法上独立の地位を持つ機関として検察庁を有するほか(憲法第120条参照)、国家行政組織の中に、法律の立案作業を専門的に管理し、弁護士の資格試験を実施するなど司法分野に大きな権限を有する司法省を置いている。そこで、本章では、通常裁判所、経済裁判所、検察庁、司法省、弁護士の順にウズベキスタンの制度を紹介していきたい。

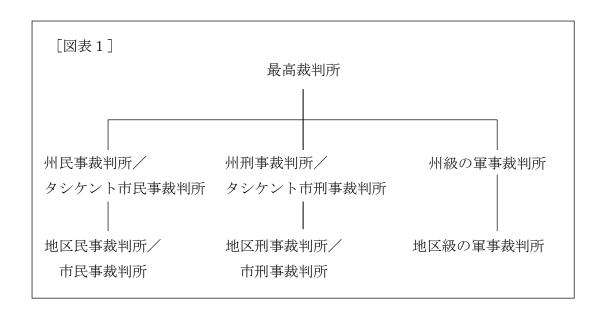
1 通常裁判所

(1) 通常裁判所の組織

ウズベキスタンの裁判所は、憲法裁判所、通常裁判所、経済裁判所の3系統に分かれていることを前章で紹介したが、通常裁判所は、内部で更に民事裁判所、刑事裁判所、軍事裁判所の3系統に分かれている。その概略を示したのが図表1である。

⁵ 日本貿易振興会アジア経済研究所委託 名古屋大学大学院法学研究科編「中央アジア諸国の裁判制度 報告書 2001年3月」(以下「名大報告書」という。)54頁。

^{6 2001}年1月1日より実施された新制度である。それまでは、民事(行政事件を含む)・刑事を扱う 通常裁判所と軍事裁判所の2系統に分かれていた。



ここに示したように、最高裁判所は単一であるが、州レベル以下の裁判所は、民事裁判所、刑事裁判所、軍事裁判所に分かれているのである⁷。

(2) 民事裁判所と刑事裁判所

軍事裁判所は,軍関係の特殊な事件を扱うこともあり,調査の対象外としたので,本 稿では,民事裁判所と刑事裁判所について説明したい。

民事裁判所は、民事事件と行政事件を審判する裁判所であり、刑事裁判所は、刑事事件を審判する裁判所である。民事、刑事のいずれにおいても、州裁判所は12州に各1庁ずつ設置されているので、州裁判所が合計24庁存在しているほか、行政組織上は州と同格のタシケント市の市民事裁判所、市刑事裁判所が州裁判所と同格とされている。加えて、カラカルパクスタン共和国最高裁判所は、単一の裁判所であるが、州裁判所と同格である。したがって、ウズベキスタンには、軍事裁判所を除くと、州裁判所クラスの裁判所(便宜上、「州級の裁判所」と呼ぶ。)が合計27庁あることになる。

地区裁判所は、先に説明した行政区分としての「地区」に、市裁判所は行政区分としての「市」に設置される裁判所であり、タシケント市裁判所を除き、いずれも州裁判所よりも下位にある裁判所である。(便宜上、地区裁判所と市裁判所のことを、「地区級の裁判所」と呼ぶ。)州級の裁判所と同様に、地区級の裁判所も民事裁判所と刑事裁判所に分かれている。地区級の刑事裁判所は、全国の地区及び市のすべてに設置されているが、地区級の民事裁判所は、全国で62庁にとどまっており、地区級の民事裁判所の増設が課題となっている。

⁷ 軍裁判所が他の裁判所とは別の組織として運営されていることはもちろんであるが、民事裁判所と 刑事裁判所も、別個の国法上の意味の裁判所として運営されている。

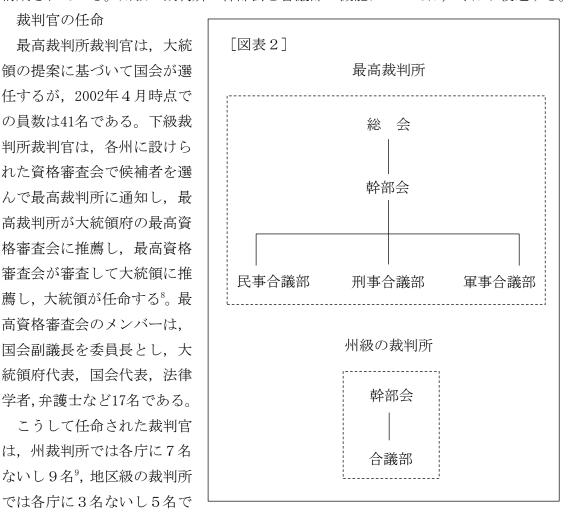
(3) 最高裁判所と州級の裁判所の内部組織

最高裁判所と州級の裁判所の内部組織を示すと、図表2(次頁)のようになる。最高 裁判所においては、3系統があることに対応して、民事・刑事・軍事の各合議部が設け られている。図表2に示した最高裁判所の総会、幹部会、各合議部の機能については、 審級の説明において後述する。

州級の裁判所には総会がなく、幹部会と合議部で成り立っている。民事裁判所であれ ば民事の合議部、刑事裁判所であれば刑事の合議部がある。各合議部は3名の裁判官で 構成されている。州級の裁判所の幹部会と合議部の機能については、やはり後述する。

(4) 裁判官の任命

最高裁判所裁判官は,大統 領の提案に基づいて国会が選 任するが、2002年4月時点で の員数は41名である。下級裁 判所裁判官は、各州に設けら れた資格審査会で候補者を選 んで最高裁判所に通知し,最 高裁判所が大統領府の最高資 格審杳会に推薦し、最高資格 審査会が審査して大統領に推 薦し、大統領が任命する8。最 高資格審査会のメンバーは, 国会副議長を委員長とし、大 統領府代表, 国会代表, 法律 学者,弁護士など17名である。 こうして任命された裁判官 は、州裁判所では各庁に7名 ないし9名9,地区級の裁判所



あり、通常裁判所の裁判官の総数は約750名である10。

(5) 通常裁判所の事件審理以外の権限

通常裁判所は、民事事件(行政事件を含む。)及び刑事事件を最終的に解決する権限を 有しているのに加えて、最高裁判所が国会に法案を提出する権限を有している(憲法第

⁸ 大統領が国会に提案する最高裁判所の裁判官候補者を選ぶ手続や、下級裁判所の裁判官の任命手続 については、更に調査が必要である。なお、名大報告書16-18頁参照。

⁹ タシケント市裁判所は、多数の事件を抱えるため、より多くの裁判官が配属されている。

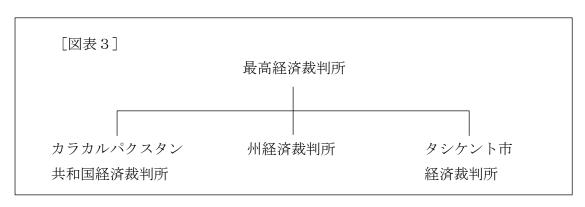
¹⁰ なお、ウズベキスタンには、我が国の司法試験のような、統一的な法曹資格試験は存在しない。 通常裁判所の裁判官と経済裁判所の裁判官の資格ですら共通ではない。

82条)点で、立法に関与する権限を有している。しかし、この権限が実際にどのように行使されているのか、調査未了である。

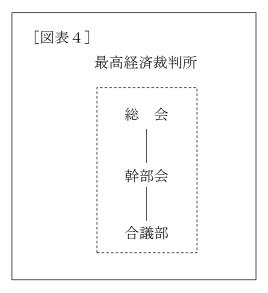
2 経済裁判所

(1) 組織

経済裁判所の構成は、図表3に示したように、最高経済裁判所と州裁判所、タシケント市経済裁判所、カラカルパクスタン共和国経済裁判所の2段階構造である。州経済裁判所は各州に1庁ずつ配置されている。また、カラカルパクスタン共和国経済裁判所とタシケント市裁判所が州経済裁判所と同格とされている。従って、州級の経済裁判所は、合計14庁存在していることになる。州級の経済裁判所の下位に地区級の経済裁判所を設置することが計画されているが、将来的な課題である。



図表4は、最高経済裁判所の内部組織を示したものである。最高経済裁判所には、総会、幹部会、合議部がある。総会は、19名の裁判官全員とカラカルパクスタン共和国経済裁判所長官の合計20名で構成され、幹部会は、長官、副長官3名、総会で承認を得た裁判官5名の合計9名で構成される。幹部会の下で、長官・副長官以外の15名の裁判官が3グループに分かれて、3合議部を形成している。総会、幹部会、合議部の機能については、審級の説明において後述する。



(2) 裁判官の任命

最高経済裁判所の裁判官は、大統領の提案に基づき国会で選任される。その総数は、前述のとおり19名である。その候補者を大統領に推薦するのが、最高経済裁判所に設置された資格審査会である。この資格審査会は、最高経済裁判所の裁判官7名で構成されている。州経済裁判所とタシケント市経済裁判所の裁判官については、最高経済裁判所に設置された資格審査会が試験を実施して、合格者を大統領府の最高資格審査会に推薦

する。最高資格審査会が審査の上、候補者を大統領に推薦し、大統領が任命する。最高 経済裁判所の資格審査会は、同裁判所の裁判官7名で更生されている。経済裁判所全体 で裁判官の定員は143名であり、各州経済裁判所の裁判官数は6名ないし13名、タシケン ト市経済裁判所の裁判官は17名である(2001年9月現在)。

(3) 経済裁判所の意義

経済裁判所の前身は、旧ソ連邦時代の国家仲裁機関という行政機関である。1991年の独立時に仲裁裁判所に衣替えし、1992年憲法によって経済裁判所という名称となった。 経済裁判所の事物管轄は、経済訴訟法典第23条によれば、以下のとおりである¹¹。

- ① 法人(以下「組織」という。)間,法人を設立せずに企業活動を行い,かつ,法律に定める手続により取得した個人企業家の地位を有する市民(以下「市民」という。)と法人間または市民間の経済領域における民事上,行政上その他の権利義務関係から生じる紛争事件
- ② 経済領域における組織および市民の権利の発生,変更または消滅に意味のある事実の確定に関する事件
- ③ 組織および市民の破産に関する事件

そして、同法典第24条は、「契約条項の変更または契約の解除に関する紛争、所有権の確認に関する紛争、債務不履行に関する紛争、損害賠償に関する紛争」など、経済裁判所が審理する紛争類型を例示している¹²。

しかし、これら条文に記載されている内容は非常に分かりづらく、条文のみから経済 裁判所の事物管轄を理解するのは難しく感じられる。そこで、現地調査や比較研究セミ ナー時の聞き取りから得た情報を加味して、経済裁判所の事物管轄を解説すると次のと おりである。

「ウズベキスタンでは、個人が法人を設立しないで個人企業を興す場合、日本の市 役所に相当する役所において、企業取引をする旨を登録し、登録証を得ることが必要 とされている¹³。

法人やこの登録をしている個人が紛争の両当事者である一般民事事件は、全て経済 裁判所が管轄する。家事事件のように、親族関係から発生した紛争については、民事 裁判所が管轄する。当事者の一方又は双方が企業取引の登録のない個人である民事事 件は、民事裁判所が管轄する。当事者の一方又は双方が複数であり、その中に一人で も企業取引の登録のない個人が含まれている場合、民事裁判所が管轄する。

また、破産事件、税金未納の事件、役所が企業取引の登録抹消を請求する事件、企

¹¹ 以下の記述は、杉浦一孝教授と小職が2001年9月の訪問時に最高経済裁判所から得た回答によるが、その翻訳は、杉浦教授の手によるものである。

¹² 名大報告書13頁参照。

¹³ この登録自体は、簡便に取得できるように、手続きが次第に簡略化されてきている。しかし、登録を必要とする企業取引とは何を指すのか、なぜ登録が必要とされているのか、不明な点が多く残っており、今後の調査研究対象である。

業取引の登録を拒絶された個人が所轄の役所を相手に登録を請求する事件は,経済裁判所が管轄する。」¹⁴

経済裁判所の扱う事件数と規模は、拡大する一方である。経済裁判所の審理した事件数は、1996年に11,550件であったのが、2000年には33,000件、2001年には34,700件に増加し、経済裁判所が敗訴者に命じた金員支払額の総額は、1996年に43億1,900万スムであったのが、2000年には994億スム、2001年には1996億スムに達している(2001年3月現在で、1ドル=約800スム)。

ところで、多くの日本人にとって疑問に感じることは、民事裁判所とは別に経済裁判所を設置することの意義である。特に、紛争の客観的類型ではなく、単に当事者が企業取引の登録を受けた者であるか否かによって民事裁判所と経済裁判所の管轄が区別されることがあり、いずれの裁判所においても同じ類型の紛争を処理する場合があるのだから、ことさら民事裁判所と区別して経済裁判所を設置しておく意義がどこにあるのか、理解に苦しむというのが偽らざる感想である。一つの説明として考えられるのは、経済裁判所に人的・物的資源を優先的に注ぎ込むことにより、この分野における紛争の迅速適切な解決を図るということであろう。現実に経済裁判所の事件処理は急速に伸びており、経済裁判所がウズベキスタンの民事紛争解決に重要な役割を演じていることは疑いないところである。いかに政治経済体制が変革されたとはいえ、ウズベキスタンの国民にとって、経済紛争を民事裁判所とは別の機関が解決するという旧ソ連邦の制度に慣れ親しんだメンタリティーから脱却するのは、容易ではないのであろうか。経済裁判所の制度としての合理性の有無については、更に調査を要するところである。

(4) 行政官庁的活動

最高経済裁判所は、最高裁判所と同様に、国会に対して法案を提出する権限を有している(憲法第82条)。また、最高経済裁判所は、市民に対して契約の締結方法を教えるなどの啓蒙活動を行ったり、付属の研修センターにおいて銀行員など民間のビジネスマンに対する法律の研修を実施するなどの活動を行っている。このように、経済裁判所は、事件審理だけではなく、行政官庁的な活動も行っている。

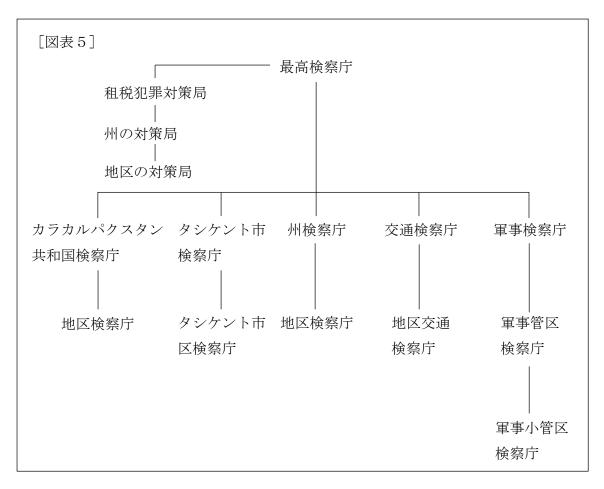
3 検察庁

(1) 組織

ウズベキスタンでは、検察庁は、憲法上設置が認められた法的な機関と位置づけられている。

ウズベキスタンの検察は、検事総長を頂点とする一体的組織である。検察庁の全体組織は、図表5のようになっている。

¹⁴ 経済裁判所の事物管轄については、なお調査研究を尽くす必要があり、ここに記載したことは説明不十分の虞があるけれども、本文で述べているように条文のみでは経済裁判所の扱う事件内容が分かりづらいため、あえて現時点での筆者の理解を述べた次第である。



最高検察庁は、タシケント市内に置かれており、その一つ下のレベルとして、各州に 州検察庁が1庁ずつ、合計12庁設置されている。州検察庁と同格のものとして、タシケ ント市検察庁とカラカルパクスタン共和国検察庁がある。これら州級の検察庁とは別に、 特に交通事件を専門に扱うものとして、交通検察庁が合計18庁設置され、軍事事件を専 門とする軍事検察庁が合計60庁設置されている。

州級の検察庁の下には、行政区分に応じて、地区検察庁が設置されている。タシケント市については、市内が11の区に分かれていることから、タシケント市検察庁の下に11庁の市区検察庁が設けられている。同様に、交通検察庁の下には地区交通検察庁がある。軍事検察庁に関しては、軍事管区、小管区に応じて、図示したように、軍事管区検察庁、軍事小管区検察庁が置かれている。

租税犯罪対策局は、最高検察庁に直属する機関であり、2001年に大統領令により新設された。同局は、捜査機関ではなく、租税犯罪に対する刑事政策を専門とする機関であり、やはり行政区分に従って、州の対策局、地区の対策局が置かれている。

最高検察庁に所属する検察官の数は180名,州級の検察庁は規模に応じて37名ないし108名,地区検察庁には3名ないし20名の検察官が配属されている。交通関係の検察庁に所属された検察官の総数は78名である。検察庁全体で検察官の総数は,2,268名である。租税犯罪対策局の職員は、検察官ではないが、州や地区の局も併せて全体で1,172名である。

(2) 検察官の任命

検事総長及び次長検事は、国会の事後承認を条件に大統領が任免する。その他の検察 官については、検事総長に任免権がある¹⁵。検察官の任期はいずれも5年である。

検察官に任官できる条件は、①ウズベキスタン国籍を有すること、②高等法学教育を受けていること、③職業人としての資質を備えていること、④職務に耐え得る健康体であること、⑤25歳以上であること、⑥前科がないこと、である。実際には、法科大学を卒業して検察庁に就職する者が多いが、裁判所など他の司法機関から検察庁に転職する者もいる。一般的な検察官への任官プロセスを説明すると、まず、地区検察庁の職員として採用され、1年間の研修を受ける。この研修中の成績が優秀であり、かつ、研修後の試験に合格すれば、地区検察庁の検察官として採用される。研修中の成績いかんにより、研修期間が6か月ないし1年間延長されることもある。地区検察庁の検察官に任官した後、キャリアを積んで上級の検察庁の検察官へと昇進していくのである。

(3) 権限

検察官の権限は、「ウズベキスタン共和国の領域内での法律の正確かつ一様な執行に 対する監督」(憲法第118条)である。

刑事事件において、検察官は捜査から起訴、公判立会、判決執行までに手続きの全般に権限を有する。ただし、刑事裁判の公判に検察官が立ち会うことは必要的ではない。2000年においては、検察官が公判に立ち会った事件数は45,202件で、これは全公判事件数の88.3パーセントに当たり、2001年においては検察官の立会いがあった公判事件は46,489件で全体の90パーセントに当たる。また、ウズベキスタンの刑事裁判は有罪率が高く、第一審では約90パーセントの事件で有罪判決がなされている。16

民事事件において、検察官は、訴訟に立ち会い、判決の合法性を審査するなどの非常に広範な権限を有する。検察官の立会いが必要的であるのは、失踪宣告、死亡宣告、行為無能力の審判、制限無能力の審判、親権剥奪の審判、親権制限の審判、精神障害者に対する強制的な措置入院の審判、選挙管理委員会の不法な活動に対する不服申立て、という8類型に属する事件である。しかし、検察官は、これ以外にも多くの一般民事事件の裁判手続きに立ち会っており、近年の統計によると、民事裁判所の事件のうち約64パーセントに検察官が立ち会っている。さらに、検察官は言い渡された判決の合法性を審査し、不法な判決について上訴する権限を有しており17、検察官による上訴が不法な判決の更正に役立っているとされる。経済事件においても、検察官は民事事件におけるのと同様の広範な権限を有しているが、その詳細は調査未了である。

もっとも、ウズベキスタンにおいては、検察官の権限が縮小される傾向にあり、将来 的には、検察官の守備範囲が刑事分野と(上記8類型などの)一定範囲の民事事件に限 られる可能性もありそうである。

¹⁵ ただし,カラカルパクスタン共和国検察庁の長官の任免には,同共和国国会の承認が必要である。

¹⁶ 刑事事件の捜査手続及び裁判手続は、調査未了である。

¹⁷ この上訴権限は、当事者とは独立に行使されているようであるが、詳細は調査未了である。

(4) 立法への関与

上記の権限に加えて、憲法上、検事総長には国会に対する法案の提出権があり、実際にこの権限はしばしば行使されている。2001年には、検事総長の法案提出が10件に及んだ。また、検察庁が新法案や改正法案の関係官庁となる場合には、所管官庁から検察庁に対して意見照会がなされるが、2001年にはこの照会件数が37件に上っている。このように、ウズベキスタンでは、検察庁が法案作成に実質的に関与する体制が採られている。

4 司法省

(1) 組織

司法省は、内閣の構成員である司法大臣を長とする国家組織である。司法大臣の下に 4名の次官が置かれている。司法大臣は、国会の事後承認を条件として大統領が任命し、 次官は内閣が任命する。内部組織は19の部局に分かれている。司法省の主要な問題を討 議し判断するのは、司法大臣を議長とし、次官、部局長らがメンバーとなる合議機関で ある¹⁸。この合議機関の決定が司法大臣令となって発布される。

我が国の法務省が地方法務局を有するように、ウズベキスタン司法省は国内に地方局を有しており、本省の職員数約140名に対し、地方局の職員数は合計257名である。その他、司法省は公証人や民事関係の登録¹⁹の係官を管理しており、公証人及びその補佐官が全国に537名、民事の登録官が1,924名、その事務官が248名である。司法省傘下の職員は、全国で3,000名を超える状況である。

ウズベキスタン司法省の特色の一つは、「国立犯罪研究センター」という司法鑑定機関を傘下に有することである。実施する鑑定の種類は、指紋鑑定、声紋鑑定、薬物分析、DNA鑑定など45種類に上る。同センターはこれら分野で刑事事件、民事事件に関わる鑑定を行うほか、学術研究をも行っており、司法鑑定に関する中央アジア最大の研究センターである²⁰。

もう一つ触れておきたいのは、司法省とタシケント国立法科大学との関係である。タシケント国立法科大学は、ウズベキスタンの誇る高等法学教育機関であり、教授陣には博士16名、準博士79名を数え、学生数は3,000名を超える。同校は、旧ソ連邦時代、ヴィエトナム・ラオスなどの社会主義諸国から多数の留学生を受け入れていた実績がある。同校は、教育機関としては、高等教育省の管理下にあるが、カリキュラム作成など教育内容については、司法省が所轄しており、司法省と密接な関係を持っている。

¹⁸ この合議機関の構成については、内閣の承認が必要である。部局長の全員がメンバーになるわけではない模様であるが、詳細は調査未了である。

¹⁹ 我が国の戸籍に類似するらしい。

²⁰ 捜査機関ではなく司法省にこういった鑑定機関が設置されている理由は、捜査機関が鑑定を恣意的に介入するのを防止し、鑑定手続と結果の公正を保障するためであるという。

(2) 権限

司法省の行っている業務の中で、最も重要なものは法案の作成及び関係官庁との調整である。国家機関の用意するあらゆる法律、命令、規則等の案は、必ず司法省のチェックを受けて承認を得なければならないこととされており、司法省は、提出された法令の案について、関係官庁の意見を聴き取って調整を図っている。また、重要法案の起草に当たっては、欧米諸国の法制を事前に調査するなどの研究活動も行っている。

司法省は、ウズベキスタン国内に設立された各種団体の登録をも所管している。ウズベキスタンでは、憲法上、団体は法律に従って登録しなければならないとされており(憲法第56条)、この登録事務を扱うのが司法省なのである。

ところで、2000年以降、司法省は中小企業保護という新しい任務を負うことになったが、ウズベキスタンでは、経済発展のため中小企業の振興が叫ばれており、司法省のこの新しい任務が重要視されているので、紹介しておきたい。

民間の企業活動に対して国家機関が介入することは、我が国においても、例えば国税局の税務調査や査察、労働基準監督官の調査などがあるように、ウズベキスタンにおいても当然にある。ところが、ウズベキスタンにおいては、担当官の介入が濫用され、必要以上に民間企業の活動を制約し、妨害する例が後を絶たなかったようである。そのため、国家機関が民間の企業活動に不法に介入することを防止することを目的として、司法省に新たな権限が与えられた。具体的には、調査台帳制度が新設され、中小企業に対して何らかの調査を行う国家機関は、司法省に備え置かれた調査台帳に、調査内容や調査の根拠等を記録しなければならないとされたのである。これにより、国家機関が安易に調査に着手することを抑制するとともに、司法省が調査の合法性を事後審査することを容易にしたのである。

新制度の結果,2000年以降の中小企業に対する調査件数は,それまでの100分の1に激減した。また、司法省は、違法な調査を発見した場合訴訟を提起しているが、2001年の提訴件数は4,000件に上った²¹。

5 弁護士

ウズベキスタンでは、1996年12月27日制定の弁護士法により、州レベルの弁護士会が設立され、1997年8月1日に全国団体である弁護士協会が設立された。この弁護士協会に加入しているのは、12州の各弁護士会、タシケント市弁護士会、カラカルパクスタン共和国弁護士会であり、メンバーである弁護士の総数は約3,000名である。このうち最大の弁護士会は、タシケント市弁護士会であり、会員たる弁護士は約800名である。もっとも、ウズベキスタンにおいて、弁護士会は強制加入団体ではなく、弁護士会に加入していない弁護士も相当数存在する。タシケント市においては、弁護士会に加入していない弁護士は約700

²¹ その結果, 違法な調査を行った公務員に対して総額約2億5,000万スムが科され,約850名の公務員が懲戒処分を受け,約500名の企業家が名誉回復処分を受けたというが,この訴訟の手続等については,調査未了である。

名である22。

弁護士の資格を得るには、ウズベキスタン国籍を有していること、法学教育を受けていること、資格試験に合格することが必要である。この資格試験を実施するのは、司法省の資格委員会であり、司法省委員6名、弁護士委員6名で構成されている。試験内容は論文式と面接であり、論文式試験は、民事、刑事、経済の3科目のうち一つを選択して受験する。なお、合格率は約9割に達するほど高い。

弁護士の権限や業務については、今後の調査課題である。

第5章 裁判の審級制度

ウズベキスタンの裁判所制度は、憲法裁判所、通常裁判所、経済裁判所と系統が分かれてはいるが、前章の1・2で紹介したように、基本的には最高の裁判所、州レベルの裁判所、地区レベルの裁判所という具合に階層構造となっており、一見して分かりやすい。しかしながら、審級構造は、下位の裁判所から順次上位の裁判所に上がっていくという単純なものばかりではないし、「破棄審」、「監督審」という我が国には馴染みのない制度が採用されていることや、通常裁判所と経済裁判所が異なる審級構造を採用していることから、非常に複雑である。破棄審・監督審は、我が国の上訴制度とは異なる思想や論理から成り立っていると思われるが、その背景まで解き明かすことは筆者の能力を超えるので、本章では、通常裁判所と経済裁判所に分けて、ウズベキスタンの審級制度をできるだけ平易に紹介することを主眼としたい。

1 通常裁判所

通常裁判所では、2001年から審級制度が変更され、それまでの破棄審、監督審に控訴審が加わった。この現行制度について紹介する。なお、民事裁判所、刑事裁判所とも審級構造は同一である。

通常裁判所の原則的第一審は地区級の裁判所である²³。民事事件においては、第一審は 単独の裁判官が審理する。刑事事件においては、法定刑が禁錮²⁴5年以下の罪にかかる事件は単独の裁判官が審理し、法定刑が禁錮5年を超える罪にかかる事件は、裁判官1名と 参審員2名から成る合議体で審理する。参審員は、社会団体²⁵が候補者を選出して裁判所 に通知し、各裁判所に設置された司法大臣の管理下にある機関において選任する。その任 期は2年6か月である。第一審での審理期間は1か月間と法定されているが、複雑困難な

²² ここで挙げている数字は、すべて2001年9月の調査時のものである。

²³ 例外的に、州裁判所や最高裁判所が第一審となる場合がある。州裁判所が第一審となる場合、裁判体は、民事であれば単独の裁判官、刑事であれば罪体の軽重に従って単独の裁判官又は裁判官1 名と参審員2名の合議体である。州裁判所が第一審を務める場合、控訴審又は破棄審は同じ州裁判所の合議部が務める。しかし、これら例外的場合の手続の詳細については調査未了である。

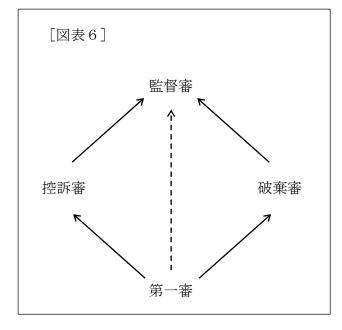
²⁴ 刑務所での拘禁中に刑務作業は課せられないので、「禁錮」と訳した。

²⁵ 法律に従って登録された労働団体,青年団などの一定の団体のことである。憲法第56条参照。

事件などには、例外的措置が用意されている26。

図表6に示したように,第一審判 決に対して,控訴審と破棄審という 2種類の不服申立手続きがある。

第一審判決に対する控訴申立期間は、判決から民事事件では20日間、刑事事件では10日間である。言い換えると、控訴申立期間中に不服申立てがなければ、第一審判決は確定する。控訴審を務めるのは、州級の裁判所(の合議部)である。ところが、第一審判決が確定した後であっても、事件の当事者や検察官は、上級審に対して不服の申立てができる。これ



が破棄審の手続きである。破棄申立期間は1年間²⁷であり、破棄審を務めるのは、やはり州級の裁判所(の合議部)である。つまり、訴訟の当事者は、第一審判決に不服がある場合、控訴申立てと破棄申立ての二つの手段を保障されており、いずれにしても州級の裁判所の合議部がその不服申立てにかかる事件を審理することになる。2001年の統計によると、民事事件の第一審判決が約91,000件あり、そのうち3,445件が控訴され、うち1,085件²⁸において控訴審で第一審判決が覆された。また、破棄審の申立てがあったのは1,870件であり、このうち破棄審で第一審判決が破棄されたのは696件²⁹であった。

第一審判決が確定した後であっても破棄審の申立てを許すのであれば、なぜ確定前の不服申立である控訴という手続を導入したのか、別の言い方をすれば、控訴手続を導入した上でなぜ破棄審という手続を存続させたのか、疑問が生じるところである。この点、ウズベキスタン国内でもかなり議論があったが、結局、第一審判決に不服のある当事者に対して控訴申立期間内の控訴申立てを強要することは、ウズベキスタンの現状に照らすと酷にすぎると考えられたため³⁰、控訴審と破棄審の両手続を置くことになったのである。

また、第一審判決の確定後に破棄審の申立てがあり、第一審が覆った場合、第一審判決が既に執行されていたらどうなるのか当然に疑問が生じるが、執行の巻戻し手続が用意さ

²⁶ 例外的な審理期間の延長や審理の停止については、調査未了である。

²⁷ この期間の始期は、判決の(言渡し又は送達)の時か判決確定の時かいずれかであろうが、調査未了である。

²⁸ この1,085件のうち検察官の申立てにかかるのは849件である。

²⁹ この696件のうち検察官の申立てにかかるのは332件である。

³⁰ ウズベキスタンでは、交通上の理由や弁護士制度の未発達などのため、一般市民の裁判所へのアクセスが容易ではなく、かつ、低所得の故に一般市民が不服申立手数料を準備することが容易ではないらしい。なお、控訴申立手数料と破棄審の申立手数料は同額とのことである。

れており、執行の巻戻しが不能であれば金銭賠償がなされることになっている31。

控訴審判決であれ破棄審判決であれ,第二審の判決は言渡しと同時に確定する。しかし, ウズベキスタンでは,こうして確定した判決が違法である場合のために,監督審という更 正手続を用意している。監督審開始の申立てができるのは,最高裁判所長官・副長官,検 事総長・次長検事,州裁判所長官,州検察庁長官に限られている。当事者には不服申立て の権限がなく,控訴審又は破棄審の判決に不服がある場合は,監督審の申立権者に対して, 職権発動を促す請願しかできない。監督審は,当事者に三審制を保障するものではなく, 判決の合法性を保障することが目的なのである³²。

民事事件の監督審の申立期間は、確定から3年間である。刑事事件の場合、被告人に有利な変更を申し立てるのであれば無期限に監督審の申立てができるが、被告人に不利益な変更の申立ては確定から1年間に限られる。民事事件では、監督審の申立権者は当事者から職権発動の請願があった事件についてのみ判決を審査して監督審申立ての有無を決するが³³、刑事事件においては、関係者の請願の有無にかかわらず検察官が全判決を審査して監督審を申し立てるかどうか決している。

監督審の審理を行うことができるのは、図表2で説明した州裁判所の幹部会、最高裁判所の合議部・幹部会・総会である。監督審の審理体は監督審の申立権者と関連している。州裁判所長官と州検察庁長官は、州裁判所の合議部の判決を審査して、州裁判所の幹部会に対して監督審の申立をすることができる。最高裁判所と最高検察庁は、下級裁判所のすべての判決について審査する権限があり、最高裁判所長官・副長官、検事総長・次長検事は、最高裁判所合議部に対して監督審の申立てをすることができる³4。最高裁判所合議部の役割は、下級裁判所の判決に対する監督審を行うことなのである。最高裁判所合議部の判決に対して不服がある場合、最高裁判所長官及び検事総長は、最高裁判所幹部会に対して更に監督審の申立てができる。最高裁判所幹部会は、同裁判所合議部に対する監督審として機能しているのである。最高裁判所幹部会の判決に対してなお不服がある場合、最高裁判所長官及び検事総長は、最高裁判所終会に対して監督審の申立てができる³5。しかし、最高裁判所総会の主たる責務は、この監督審を行うことではなく、法令の解釈について統一見解を定め、下級裁判

³¹ しかし、刑事事件であれば、第一審で無罪判決を受けて確定した者が、破棄審で有罪とされることがあり、我が国の法律家の目から見ると、正義に反するのではないかと感じられるだろう。しかし、ウズベキスタンの立場では、誤った無罪判決が変更できなくなることこそ反正義だと感じるようである。

³² なお,第一審判決に対して破棄審の申立期間を途過した場合にも,監督審の申立てが可能である。したがって,監督審は,控訴審及び破棄審の各判決ばかりでなく,第一審判決の合法性も審査するということができる。

³³ 当事者の請願件数に比べて監督審の申立件数は少ない。2001年に最高検察庁に監督審申立てが請願された民事事件は1,970件であるが、そのうち監督審申立てをしたのは16件であった。

³⁴ なお、監督審の申立権限がなぜ最高裁判所、最高検察庁、州裁判所、州検察庁に分配されているのか、実際にそれぞれの機関に何件くらい当事者から請願があるのかなどの諸点は、調査未了である。

³⁵ ただし、最高裁判所総会に対する監督審の申立ては、めったに行われていないそうである。

所に通知することである。最高裁判所総会は、4か月に1回開催されている。

監督審手続は、破棄審の手続と同様に、既に確定した判決が覆される可能性があるので、 法的安定性を害する危険性が高い³⁶。その反面、違法な状態のまま確定していた判決を更 正することができるので、法の正当で一様な適用を実現する、あるいは正義を実現するに は適した制度であると言うこともできる。また、我が国が採用している上告審制度におい ては、最上級の裁判所が取り扱う事件数が多くなり負担が大きいが、ウズベキスタンの監 督審制度では、検察庁や州級の裁判所が判決を審査して監督審申立の可否を決する作業を 分担しているので、それだけ最上級審の負担が軽減しているとも言える。このような監督 審制度の有利・不利を勘案した上で、ウズベキスタンにおいては、監督審制度を設置する 方が社会の要請に応えるものと考えられているのであろう。

2 経済裁判所

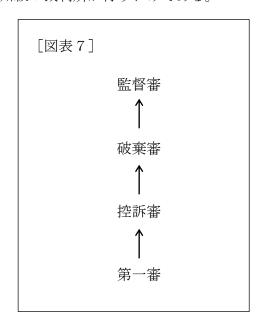
経済事件の第一審は、州級の経済裁判所において、単独の裁判官が行うのが原則である³⁷。 審理期間は原則 1 か月間であるが、複雑困難な事件においては、期間の延長が認められるなどの例外がある。

上訴手続については,通常裁判所のそれとは異なり,経済裁判所においては控訴審と破棄審が並列の関係ではなく,上下の関係になっている。

経済裁判所の審級の仕組みについては、図表7に表した。

第一審の判決に対して不服のある当事者は、控訴の申立てをすることができる。控訴申立期間は判決から1か月間である。控訴審を務めるのは、州級の裁判所の合議部である。つまり、経済事件の第一審と控訴審は、いずれも州級の裁判所が行うわけである。

控訴審判決は言渡しと同時に確定する。これに不服のある当事者は、最高経済裁判所の合議部に対して、破棄審の申立てをすることができる。破棄審の判決に対して、当事者は不服を申し立てることができない。これに対する監督審の申立てをすることができるのは、最高経済裁判所長官・副長官及び検事総長・次長検事に限られている。不服のある当事者は、監督審の申立権者に対して、職権発動を促す請願をすることしかできない。これらの申立権者は、当事者の請願により判決の合法性を審査し、違法判決であると判断した場合、最高経済裁判所幹部会に監督審を申し立てること



³⁶ ことに監督審手続においては、申立権者が違法な判決と判断した上で監督審を申し立てることになるので、確定済みの原判決が破棄される可能性が破棄審手続よりも一層高いといえる。

³⁷ これに対する例外は2種類あり、最高経済裁判所が第一審を務める場合と、州級の裁判所において3名の裁判官の合議体が第一審の審理にあたる場合があるが、その詳細は調査未了である。

ができる。そして、同裁判所幹部会の判決が最終判断となる。最高裁判所の場合と異なり、 最高経済裁判所総会に監督審の機能はない。同総会は、年に2回開催され、法令の解釈を 決定して州級の経済裁判所に通知するのが主な役割である³⁸。

第6章 ウズベキスタン司法制度の課題

以上,2001年来の調査研究の取りまとめとして,ウズベキスタンの現行の司法制度の概略 を説明したが,この調査研究は、ウズベキスタン政府から JICA に対して司法制度改革への 支援要請があったことが契機となって始まったものであり、同国は今、司法改革の途上にあ る。そこで、最後に同国司法制度の課題について簡潔に私見を述べたい。

(1) 司法改革の行く末

ウズベキスタンは、シルクロードの要衝として古くから文化的に栄えた地域であり、 学問の水準が高い。約70年間に及ぶ旧ソ連邦の体制下においても、その伝統は維持され てきたようである。国家体制や社会秩序は比較的よく整備されている印象がある。しか し、1991年に独立したばかりの若い国家であるため、統治制度の構築に試行錯誤してい ることは否めない。司法制度もそのうちの一つであり、経済裁判所の創設に始まり、検 察庁の権限縮小化、民事裁判所と刑事裁判所の分化、通常裁判所の訴訟手続へ控訴の導 入など³⁹、一連の司法改革を進めている。今後の具体的な課題としては、地区級の民事 裁判所の増設、地区級の経済裁判所の新設、これら裁判所に勤める裁判官の養成などが 挙げられる。

ここで問題なのは、司法改革の目指す最終的な姿が明確でないことである。例えば、裁判所制度は、憲法裁判所や軍事裁判所以外に、民事裁判所、刑事裁判所、経済裁判所を設けて専門化の傾向が顕著であるが、民事裁判所と経済裁判所の分化をどこまで続けることができるか疑問に感じられる。民事裁判所の管轄から親族・相続関係の事件を除き、経済裁判所の管轄から破産事件や税金事件を除くと、両者の扱う事件の内容にはほとんど差がなくなるように思えるのである。また、検察庁の権限を縮小する傾向にあることは確かであるが、どこまで縮小されていくのか具体的には明らかにされていない。

司法改革の目指す姿の問題に加えて、どんな手順で改革を実行していくかという問題 もある。これまでは中小規模の改革を積み重ねている感があるが、それは、大改革をす ると一時的に制度を不安定にしてしまう危険が大きいためであろう。しかし、あまりに 頻繁に制度改革をすると安定感を失い、国民の信頼を損なうことにもなりかねない。や はり、改革の目指す最終的な姿を早く示し、その上で改革の手順も明らかにしておくこ とが必要だと思われる。

³⁸ 経済裁判所の破棄審,監督審の手続や,最高経済裁判所の幹部会・総会の機能については,なお不明の点が多く,今後の調査が必要である。

³⁹ このほか比較的大きな改革の一つとして、刑罰の軽減があげられる。ウズベキスタンでは従来の 刑罰が厳しすぎたことが問題とされているようであり、毎年のように、大統領が大赦令を発布して、 刑罰を軽減化している。

(2) 国家管理と経済的自由主義

ウズベキスタンの目指している司法改革は、それ自体が目的なのではなく、市場経済を支える法制度を確立し、国民経済の発展をはかることが目的である。第4章の4で司法省に導入された調査台帳制度を紹介したが、近時ウズベキスタンでは、市場経済の担い手として中小企業に注目しており、中小企業の保護育成が叫ばれている。

しかし、ウズベキスタンの現行制度は、国家管理の色彩がなお強いのではないかと思われる。先に紹介したように、企業取引を行うには役所での登録が必要とされているのは、その一例である。上述した調査台帳制度にしても、他の国家機関による中小企業活動への違法な介入に対して司法省が訴訟を提起して是正するのであり、国家が後見的立場で中小企業を保護するものである。もちろん、発展途上国が経済発展を遂げる過程では、国家による国内産業保護が必要な場面が多いであろう。しかし、ウズベキスタンの場合には、「国内産業の保護」というよりも、「国家の管理による違法状態の是正」という思想が強く出ていると感じられるのである40。

ウズベキスタンが目指す市場経済は、国家による制約を可能な限り解き、平等な経済 主体による自由な競争が前提である。ここで求められるのは、国家による管理とは正反 対の思考であろう。ウズベキスタンの法律家や一般国民が、今後いかに経済的自由主義 の思考に慣れ親しむことができるか、大きな課題であると思われる。

⁴⁰ 例えば、前述の監督審についても、国家による違法な判決の是正であると言える。